

一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

計画期間 令和3年4月～令和5年3月の2年間

- 目標 1 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、年 1 回管理職の研修を行います。
- 対 策
- 令和 3 年 6 月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
 - 令和 3 年 9 月～ 研修内容の検討
 - 令和 4 年度～ 研修の実施
- 目標 2 より良く職員が働けるよう、年 1 回管理職による個別面談を実施します。
- 対 策
- 令和 3 年 4 月～ 管理職による日時の設定
 - 令和 3 年 7 月～ 随時面談の実施
- 目標 3 妊娠中や産休・育休復帰後の女性職員のための相談窓口を設置します。
- 対 策
- 令和 3 年 4 月～ 管理職による相談窓口の設置について検討
 - 令和 3 年 7 月～ 相談員の候補への面談
 - 令和 4 年 1 月～ 相談窓口の設置について社員への周知
- 目標 4 令和 5 年までに、年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間 8 日以上とします(計画的付与を含む)
- 対 策
- 令和 3 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
 - 令和 3 年 6 月～ 管理職による検討の開始
 - 令和 4 年 1 月～ 全職員への周知
 - 令和 4 年 7 月～ 管理職による職員の面談(取得促進のためのフォロー)
 - 令和 5 年 1 月～ 取得促進のための取組の開始

令和 3 年 1 月 5 日
全建総連岐阜建設労働組合県本部 書記次長 矢島 勝利
小坂 賢
岐阜県建設国民健康保険組合 事務局長 大塚 淳史